

貝塚市職場体験等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、貝塚市(以下「市」という。)が行う職場体験・庁舎見学その他人材確保として実施する事業(以下「職場体験等」という。)における研修生(以下「研修生」という。)の受け入れに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 職場体験等は、市における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 職場体験等の対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び高等学校(以下「大学等」という。)の学生及び生徒(以下「学生等」という。)とする。

(受入れ手続き)

第4条 学生等は、市が実施する職場体験等への参加を希望する場合は、電子申請により申し込みを行う。

- 2 市は、前項に定める申込があったときは受入れの可否を決定し、当該学生等に通知する。
- 3 受入れ可とされた学生等は、研修生として市が実施する職場体験に参加するための手続きについて、総務部人事課からの指示に従わなければならない。

(研修生の身分)

第5条 市は、研修生に対し、貝塚市職員としての身分を付与しない。

(職場体験等の期間)

第6条 職場体験等の期間は、原則5日以内とする。

(職場体験等の時間)

第7条 職場体験等の時間は、月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分までとする。

(職場体験等の内容)

第8条 職場体験等の内容は、市が作成したカリキュラムとする。

(報酬等)

第9条 市は、研修生に対して、賃金、報酬、手当、旅費、その他一切の金品を支給しない。
2 職場体験等にかかる経費(自宅からの交通費、食費等)は、研修生の負担とする。

(服務)

- 第10条 研修生は、市職員の指示に従い、職場体験等に専念しなければならない。
- 2 研修生は、職場体験等期間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
 - 3 研修生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
 - 4 研修生は、職場体験等により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。また、職場体験等終了後においても同様とする。
 - 5 研修生は、市の指示又は承諾があるときを除き、職場体験等を行うために市から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
 - 6 研修生は、職場体験等の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市の承認を得なければならない。
 - 7 研修生は、病気等のため予定されていた職場体験等を受けることができない場合には、研修開始時間までに総務部人事課長所属長にその旨連絡しなければならない。

(災害補償)

第11条 市は、職場体験等期間中における災害補償については、責任を負わないものとする。

2 研修生は、職場体験等中の事故等により研修生が傷害等を負った場合、または、研修生が関係者に損害を与えた場合に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、自らの責任において、対応しなければならない。

(誓約)

第12条 研修生は、申込時に「貝塚市職場体験等の研修にかかる誓約」を確認した下記の内容を遵守しなければならない。

- (1) 条例やその他の諸規則を固く守ります。
- (2) 機密や重要事項の守秘義務を順守します。
- (3) 研修担当者や受入担当者の指示に従います。
- (4) 職場の秩序を守り、研修に専念します。
- (5) 無断で欠勤、遅刻、早退はいたしません。
- (6) 故意あるいは重大な過失により損害を与えた場合は、その責を負います。
- (7) 研修参加までに、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。

(職場体験等の中止)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、研修を中止することができる。

- (1) 研修生が、第10条に定める服務に反する行為を行ったとき。
- (2) 職場体験等を継続することにより業務に支障が生じたとき、または、そのおそれがあるとき。
- (3) 職場体験等の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 市は、前項の規定により職場体験等を中止する場合は、その旨を研修生に通知するものとする。

(職場体験等の証明)

第14条 市は、研修生から求められた場合は、職場体験等に参加したことを証明するものとする。

(研修生に係る個人情報保護)

第15条 市は、研修に際して知りえた研修生の個人情報を、本人の同意なく、第三者に開示し、提供し、又は漏洩してはならない。また、研修生の個人情報を本人の同意なく、職場体験等以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第16条 市は、この要領に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月24日から実施する。